

## 国民経済計算調査会議 第4回体系整備検討委員会 議事要旨

1. 日時 平成19年9月20日(木) 14:00～16:00

2. 場所 内閣府本府3階 特別会議室

### 3. 出席者

(体系整備検討委員会委員)

貞廣委員長、伊藤委員、河野委員、作間委員、篠塚委員、橋本委員、星野委員、  
松原委員

(常時出席者)

舟岡信州大学教授

(経済社会総合研究所)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、飛田総括政策研究官、  
後藤総務部長、川崎上席主任研究官、大脇国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、  
二村国民支出課長、二上国民生産課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、  
三井地域・特定勘定課長

### 4. 議事

- (1) 体系整備検討委員会の審議経過
- (2) 統計法改正について
- (3) 国民経済計算の作成基準の設定について
- (4) 93SNA改定に向けた動きについて
- (5) 今後の審議に向けて
- (6) その他

### 5. 配布資料

資料1 体系整備検討委員会の審議経過

資料2 統計法改正について

資料3 国民経済計算の作成基準の設定について

資料4 93SNA改定に向けた動き

資料5 今後の審議に向けて

参考1 国連93SNA勧告項目に対する我が国の対応一覧

参考2 1993SNA Rev.1に向けた検討項目一覧

参考3 1993SNA Rev.1の構成

## 6. 議事要旨

### 【貞廣委員長から挨拶】

- 統計委員会の発足に伴い、国民経済計算調査会議は廃止されることとなる。体系整備検討委員会は今回が最終回となることから、本日は、これまで行われた議論を振り返るとともに、今後、新たな統計委員会でSNAの体系整備についてどのような検討が行われるべきか、委員の方々のご意見をいただき、今後の検討に資するものとしたい。

### 【議題1： 体系整備検討委員会の審議経過】

(資料1について事務局より説明。)

- 特段の議論はなかった。

### 【議題2： 統計法改正について】

(資料2について事務局より説明。以下、その後の主なやりとり。)

- 国民経済計算の作成基準の設定・変更にあたっては、統計委員会の意見を聴くことが義務付けられるが、「意見を聴く」とは具体的にどのようなかたちで行われるのか。  
→ 諮問・答申というかたちで、透明性を確保した中で統計委員会の意見を明確に伺い、尊重することになると考えられる。

### 【議題3： 国民経済計算の作成基準の設定について】

(資料3について事務局より説明。以下、その後の主なやりとり。)

- 作成基準が公示されるとなると、広く国民の関心を集めることとなる。方向性としては、企業会計、公会計などと国民経済計算が収れんしていくことが望ましい。
- 国連の定める国民経済計算体系の基準については、尊重しつつ、我が国の国民経済計算の作成目的に則して最もふさわしい国内基準を設定するべきである。
- 統計法という「作成基準」は、統計作成のために必要な概念に関するものを想定しているとあるが、推計手法の変更等は基準に含まれないのか。  
→ 作成基準に書き込むのは大枠の事項とならざるを得ず、詳細な推計手法は該当しないが、作成基準の設定にあたっては、当然推計手法についての議論を行う必要があると考えている。
- 作成基準はいつ頃までに作成する必要があるのか。  
→ 統計法の全面施行は平成21年4月頃と想定しているが、その時点では、国民経済計算の作成基準を設定しておく必要があると認識している。

### 【議題4： 93SNA改定に向けた動きについて】

(資料4について事務局より説明。以下、その後の主なやりとり。)

- 国連による93SNAの改定が来年行われるが、我が国の国民経済計算への導入はいつ頃と考えているか。

→ 統計委員会で議論いただくこととなる。ちなみに、93SNAが我が国に導入されたのは、2000年のことであった。

- 国連による93SNAの改定内容に対し、どこまで我が国に適用することが可能か、我が国の国民経済計算として適切なルールかどうか、議論が必要である。
- 我が国の実情に合わせた基準を作成することは必要だが、できるだけ国際基準に従い、客観性を持つ体系とすべきである。

**【議題5： その他】**

(資料5について事務局より説明するとともに、9月12日に行われた「国民経済計算調査会議総会」における議論の概要を紹介。以下、その後の主なやりとり。)

- 統計法の改正により、統計は「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」に位置付けられたことにかんがみ、統計委員会には、統計実務家の養成や、統計教育の充実などといった、広い役割が期待される場所である。
- 今後の審議体制については、新たに設けられる統計委員会において決められるものであるが、内閣府においては、今日の議論を踏まえ、今後の審議体制を考えていただきたい。

※ なお、本議事要旨は速報版のため、事後修正の可能性がります。